

近畿大学 総合社会学部

ハラスメントの 相談と対応について

一人一人が、生き生きとした
大学生活を送るために



総合社会学部 人権・ハラスメント対策委員会

令和6年10月

相談は随時、メール、電話などで受け付けています。
総合社会学部生の相談窓口を担当しているのは、以下の3名です。専攻にかかわらず、どの担当者でも結構です。

総合社会学部以外の学生の方は所属学部の相談員まで連絡をお取りください。

【ハラスメント相談員一覧】

<https://www.kindai.ac.jp/files/about-kindai/disclosure/policy/harassment-measures/sec-harassment.pdf>

※連絡先はシラバス、所属学部学生センターにてご確認ください。

総合社会学部生の相談先

社会・マスメディア系専攻
岡野 英之（研究室6階D）

心理系専攻
佐藤 望（研究室7階C）

環境・まちづくり系専攻
内海 秀樹（研究室8階I）

総合社会学部学生センター代表メール
sougousyakai@itp.kindai.ac.jp

ハラスメントとは

あなたが意図する、しないにかかわらず相手に身体的・精神的苦痛や負担もしくは極度のダメージを与えることです。

教職員から学生、同僚から同僚、学生から教職員、学生から学生、などさまざまな関係で起こります。（「近畿大学 ハラスメント防止のためのガイドライン」より）

☆アカデミック・ハラスメント（学習・卒業・進級の妨害等）

〔例〕「能力がない人間」など人格を傷つけるような発言をする。

☆セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）

〔例〕歓迎会や送別会で、不自然に体を触る。

☆サイバー・ハラスメント（ネット社会にある嫌がらせ）

〔例〕ネット上に悪口を書き込む。

ハラスメントを受けたと感じたら

ハラスメントを受けたと感じたら、メール・文書・写真など、証拠となるようなものを残しておきましょう。また相談の際には、以下の点を整理しておきましょう。

When	いつ、どんなときに
Where	どこで
Who	だれが、どんな関係にある人が
What	なにを
Why	なぜ
How	どのように（どんなふうに、どうやって）

「こんなことくらい」と思わず、問題が大きくなならないうちに、相談してください。

相談方法

①相談の受付

直接連絡・メール・電話・代理人連絡いずれでも可能です。相談内容は、他人に漏らすことはありませんので、安心してください。

②相談場所

相談内容を相談員以外の者に見聞されないようにするため、相談室、もしくは学部内の応接室を使用します。

③相談員

原則として、女性・男性各一名が相談にあたります。相談者の希望があれば、相談員を二名とも女性あるいは男性とすることも認めます。また、留学生の場合、相談者からの希望があれば母国語で話せるよう通訳者の同席も可能です。

④相談時間

相談時間は2時間程度までとします。相談が長時間になる場合、中断する場合もありますが、日時を改めて設定し、相談は必ず再開します。

相談員による対応

軽微なハラスメントと判断した場合は、下記の対応をします。それ以外については、人権・ハラスメント対策委員会にて対応を検討します。

- (1) 相談者に対して助言をします。
- (2) 加害者に対して直接注意します。
- (3) 当事者間の調停を行います。

＊相談者へのケア

必要に応じて、相談員が、メディカルサポートセンターのカウンセラーに取り次ぎを行います。